

お知らせ

シリーズ 消費生活相談⁽¹⁸²⁾

地震や台風…停電復旧後の通電火災に注意

〈災害による停電発生時〉

- ・ 停電復旧時に意図しない作動を防ぐため、電熱器具は電源プラグをコンセントから抜きましょう。
- ・ 時間の猶予があれば、分電盤のブレーカーを切りましょう。

〈停電復旧時〉

- ・ 浸水などの被害を免れた電気機器を使う際は、機器の外観に異常がないかなどを確認してから分電盤のブレーカーを入れ、1台ずつコンセントに差し、様子を確認しながら使用しましょう。

〈日ごろからの備え〉

- ・ 電気ストーブやヒーター類などの周辺に可燃物を置かないようにしましょう。
- ・ 可燃物が散乱しないよう家具は固定しましょう。

○ ひとことアドバイス

- ・ 自然災害による停電後、電気が復旧したことにより発生する火災を通電火災といいます。
- ・ 通電火災は、電熱器具が意図せず作動し、可燃物と接触して起こる場合や、水没したりした電気機器に電気が流れることで発生する場合などがあります。通電の際には注意しましょう。

◎ 知多半田消費生活センターでは消費生活相談を行っています。

■ 日にち 月曜日～金曜日(祝日、第4水曜日、年末年始(12月29日～1月4日)除く)

■ 時間 来所相談：午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後3時30分
電話相談：午前9時30分～午後4時

※ 来所相談の場合もまずは電話で確認してください。

■ 問い合わせ先 知多半田消費生活センター ☎(32)2444
(クラシティ3階市民交流センター内)

野焼きは禁止されています

屋外での焼却行為(野焼き)に関して、「臭いがつくので洗濯物が干せない」、「ぜんそくなので咳が止まらなくなる」、「煙が屋内に入るので窓が開けられない」などの苦情が多く寄せられています。

野焼きは、一部の例外を除いて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合には罰金などが科せられる場合もあります。

例外に該当するものであっても、周囲の方へ迷惑をかけるものや、生活に悪影響を与えるような焼却行為は認められていません。

秋口など空気が乾燥し、風が強い日に農地などで野焼きを行うと、付近に飛び火し、大規模な火災を招くこともあります。周囲の方への配慮を怠らないようお願いします。

悪質なものの、危険なものを目撃された方は警察・消防へ通報してください。

■ 問い合わせ先

環境課環境保全係
☎(48)1111(内1229)

最低賃金の改定

愛知県最低賃金は、10月18日から時間額1,140円に改定されました。(現行から63円引き上げ)

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。使用者は、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合(月給など)、賃金を1時間当たりの金額に換算して比較します。

■ 問い合わせ先

半田労働基準監督署
☎(21)1030



「法の日」記念事業

■ 日時

11月22日(土)
午前10時～午後4時

■ 場所

アイプラザ半田

■ 内容

- ・ 午前の部
弁護士による無料法律相談
- ・ 午後の部
弁護士による寸劇
元中日ドラゴンズ荒木雅博氏&
英智氏トークショー

■ 定員

560人

※ 入場券の配付があります。詳細は愛知県弁護士会半田支部まで問い合わせください。

■ 問い合わせ先

愛知県弁護士会半田支部
☎(26)1611

今月の納税など

町県民税・森林環境税 3期分
国民健康保険税 4期分
後期高齢者医療保険料 4期分
介護保険料 4期分

納期限は10月31日(金)です。

※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

今月号の表紙

9月21日に役場であぐい結びの市「よりみち-yorimichi-秋」を開催しました。たくさんのお店が並び、ワークショップやライブ演奏も開催。子どもたちのにぎやかな声や、心地の良い音楽が広がりました。

編集後記

暑さも落ち着き、ようやく過ごしやすい季節になってきました。さて、味覚の秋。食欲の秋。と聞いてみなさんは何を思い浮かべますか。さんま、栗、さつまいも(私の大好きな大学芋!)、柿、ぶどうに梨..

アレコレ考えているだけで幸せな気分、楽しくなってきますね。自然の恵みや農家さんへの感謝を忘れず、今年も実りの秋を堪能したいと思います。

